

1. 総合治水対策のプログラム評価の目的及び進め方(検討会の役割)について

1.1. 国の政策評価の体系

1.2. 国土交通省の政策評価

1.3. 政策評価の意義

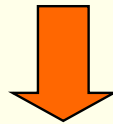
1.4. プログラム評価(政策レビュー)とは

1.5. 総合治水対策のプログラム評価の進め方

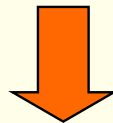
1.1. 国の政策評価の体系

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年6月)

- 国の行政機関は、その所掌に係わる政策について、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価。評価の結果を当該施策に適切に反映
- 行政機関の長は、三年以上五年以下の期間ごとに基本計画を策定・公表



「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月閣議決定)



国土交通省政策評価基本計画(平成14年3月)

1.2. 国土交通省の政策評価

政策評価の目的

- ①国民本位で効率的な質の高い行政の実現
- ②成果重視の行政への転換
- ③統合のメリットを活かした省全体の戦略的な政策展開の推進
- ④国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の達成

政策評価の柱

事前評価(政策アセスメント)

- ・新規施策について必要性、有効性、効率性をチェック
- ・21世紀型の真に必要な施策の企画立案を目指す

政策評価

業績測定 (政策チェックアップ)

- ・費用(インプット)、仕事量(アウトプット)、成果(アウトカム)で仕事を評価
- ・目標を具体的な指標で示し達成率を測定

プログラム評価(政策レビュー)

- ・国民の関心の高いテーマを選定し、総合的で掘り下げた分析評価を実施
- ・政策の見直し、改善に反映

個別公共事業評価・個別研究開発課題評価

- ・従来から実施している個別事業評価についても一層の充実を図る

1.3. 政策評価の意義

● 事前評価＝政策アセスメント

- ・新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価
- ・施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供
- ・政策意図と期待される効果を明確に説明
- ・新規施策の企画立案にあたり、事前評価により、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図る

● 業績測定＝政策チェックアップ

- ・省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価
- ・業績測定の全省的な実施を進めることにより、成果重視の行政運営を組織全体に定着
- ・省としての戦略的な政策展開が十分機能しているかどうかを国民にわかりやすく示すことを目指すものである

● プログラム評価＝政策レビュー

- ・実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括したもの（プログラム）を対象とし、目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証
- ・結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見
- ・国民の関心の高い特定のテーマについて掘り下げた分析を行うことにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得ることを目指す

1.4. プログラム評価（政策レビュー）とは

プログラム 評価の目的

- 既存の施策について、国民の関心の高いテーマに関する総合的な分析・評価
- ある政策目標について、これを達成するための手段として機能する施策、事業をセット（プログラム）として、関連性や因果関係を含めて評価

プログラム 評価の手順

- ①政策目標、範囲の設定
↓
- ②目的とした成果の達成状況の検証、プログラムの効果についての分析
↓
- ③今後、目的をよりよく達成し、効果的・効率的に成果をあげるための課題、改善方策の明示
↓
- ④第三者の意見等を踏まえたプログラム評価書のとりまとめ、公表

プログラム評価実施テーマ一覧

(平成14年度～15年度実施)

テーマ	関係局
都市鉄道整備のあり方 －新たな社会的ニーズへの対応－	鉄道局
都市における緑地の保全・創出 －都市緑地保全法等による施策展開の検証－	都市・地域整備局
流域と一体となった総合治水対策 －都市型豪雨等への対応－	河川局、都市・地域整備局、下水道部、住宅局、道路局
海洋汚染に対する取り組み －大規模油流出への対応－	総合政策局、港湾局、海事局、気象庁、海上保安庁
流域の水環境改善 －都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応－	下水道部、河川局
火山噴火への対応策 －有珠山・三宅島の経験から－	河川局、気象庁
みなとのパブリックアクセスの向上 －地域と市民のみなとの実現に向けて－	港湾局

1.5. 総合治水対策の プログラム評価の進め方

プログラムのテーマ

「流域と一体となった総合治水対策－都市型豪雨等への対応－」

総合治水対策 の目的

急激な都市化に伴う洪水流出量の増大等に対して治水上の安全を確保するため、治水施設の整備を促進するのみならず、流域の開発計画、土地利用計画等と有機的な連携、調整を図る総合的な治水対策を講ずる。

総合治水対策のプログラム評価に関する検討会

検討会の設置

- ・ 第三者から示された専門的知見からの助言等を得るため、「総合治水対策のプログラム評価に関する検討会」を設置

委員 (○：座長)

おばた じゅんこ
小幡 純子

上智大学法学部教授 (法律)

かやの しんじ
榎野 信治

読売新聞社論説委員 (マスコミ)

きしい たかゆき
岸井 隆幸

日本大学理工学部教授 (都市)

きど よしのぶ
城戸 由能

京都大学防災研究所

水資源研究センター 助教授(下水道)

せんが ゆうたろう
千賀裕太郎

東京農工大学農学部教授 (農業)

むしあけ かつみ
○虫明 功臣

福島大学行政社会学部教授 (河川・水文)

やまもと かずもと
山本 一元

旭化成株式会社常任相談役 (経済)

(五十音順)

検討会のスケジュール及び議題

開催 スケジュール

第1回 平成15年8月

- ・総合治水対策のプログラム評価の目的及び進め方について
- ・総合治水対策の現状について
- ・プログラム評価の評価項目と評価指標(案)

第2回 平成15年10月

- ・総合治水対策の必要性について
- ・総合治水対策の有効性及び効率性について
- ・総合治水対策を取り巻く課題
- ・総合治水対策に関するプログラム評価骨子について

第3回 平成15年11月

- ・総合治水対策に関するプログラム評価書(案)について

意見募集 平成15年11月頃～平成15年12月頃

- ・総合治水対策に関するプログラム評価について

第4回 平成16年1月

- ・意見募集結果について
- ・総合治水対策に関するプログラム評価書について